○叙勲

旭日双光章を授ける
　益田　信愛
旭日単光章を授ける（以上十月十二日）
　出原　登
　仲田　幸造
旭日単光章を授ける（各通）（十月十三日）
　飯鳴　治男
　加藤　昇
　小菅　康男
　多田　近
　長岡　弘恭
瑞宝双光章を授ける（各通）
　清水　利久
瑞宝単光章を授ける（以上十月十二日）
　沼波　豊
瑞宝小綬章を授ける
　柏木圖志郎
　鈴木　清
　鶴岡　伸三
　渡部　忠男
瑞宝双光章を授ける（各通）
　青木　俊美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十三日）
（和歌山大学名誉教授）
　松岡　勇二
瑞宝中綬章を授ける
　伊藤　清秀
　小口　浩
　川上　兼司
　松井　義孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
　板垣　一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十四日）
　池場　正廣
瑞宝双光章を授ける（十月十五日）
　福士　憲夫
瑞宝単光章を授ける（十月十六日）
　平山　利明
瑞宝双光章を授ける（十月十七日）
（札幌医科大学名誉教授）
　三成　脩
瑞宝中綬章を授ける（十月十八日）
　天野　哲男
瑞宝双光章を授ける（十月十九日）
　野田　正純
　坂本　信人
　野田　敏雄
　加集　靖秀
　永沼　靜
　岡田　明秀
　小野　敏雄
　中野　睦良
　池場　正廣
　福士　憲夫
　平山　利明
　三成　脩
　天野　哲男
　野田　正純
　坂本　信人
　岡田　明秀
　小野　敏雄
　加集　靖秀
　永沼　靜
　中野　睦良
　池場　正廣
　福士　憲夫
　平山　利明
　三成　脩
　天野　哲男

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十一年十一月二十日

外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十一年十一月二十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　近藤　毅
　生年月日　昭和四十二年十二月二十日生
　旅券申請上の住所　埼玉県越谷市千間台東二丁目三六九番地
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TH〇七五六七九四
　発行年月日　平成十八年六月二十七日
　旅券名義人　近藤　毅
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十一年十月二十二日、東京簡易裁判所から、殺人事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十一年十一月九日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

特定保安林の指定について

平成21年11月２日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成21年11月20日

農林水産大臣　赤松　広隆

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町、沙流郡平取町（以上二町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　茨城県神栖市（次の図に示す飛砂防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市、本巣市、山県市、郡上市、下呂市、加茂郡白川町（以上五市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県恵那市、中津川市、大垣市、関市（以上四市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岡山県新見市、真庭市、美作市、苫田郡鏡野町（以上三市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岡山県高梁市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以上三町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査審議会の調査審議を経て、平成21年11月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成21年11月20日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

1．制定された日本工業規格

締結用部品の機械的性質―第２部：保証荷重値規定ナット―並目ねじ	B1052―2

2．改正された日本工業規格

締結用部品の機械的性質―第６部：保証荷重値規定ナット―細目ねじ	B1052―6
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―ガス透過性の求め方―第１部：差圧法	K6275―1
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―ガス透過性の求め方―第２部：等圧法	K6275―2
耐火物製品及び耐火物原料中の硫黄の定量方法―第２部：機器分析法	R2016―2
畳	A5902
四角ナット	B1163
基礎ボルト	B1178
皿ボルト	B1179
六角ボルト	B1180
六角ナット	B1181
四角ボルト	B1182
溶接ボルト	B1195
ダイヤモンド／ＣＢＮ工具―安全性要求事項	B4142
引張試験機・圧縮試験機―力計測系の校正方法及び検証方法	B7721
油圧シリンダ取付寸法―第１部：片ロッド―16MPaシリーズ―丸カバー形―溶接フランジ式及びねじ込みフランジ式（内径25mm～500mm）	B8367―1
油圧シリンダ取付寸法―第２部：片ロッド―16MPaシリーズ―角カバー形―タイロッド締付式（内径25mm～200mm）	B8367―2
油圧シリンダ取付寸法―第３部：片ロッド―16MPaシリーズ―角カバー形―タイロッド締付式（内径250mm～500mm）	B8367―3
油圧シリンダ取付寸法―第５部：片ロッド―10MPaシリーズ―角カバー形―タイロッド締付式（内径40mm～200mm）	B8367―5
直管蛍光ランプ―第２部：性能仕様	C7617―2
片口金蛍光ランプ―第２部：性能仕様	C7618―2
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―202部：電気こたつの個別要求事項	C9335―2―202
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―203部：ハードあんかの個別要求事項	C9335―2―203